

福岡医発第2035号(保) F
平成17年 2月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘

ノロウイルスに関する保険診療関連『Q&A』について

日本医師会より標記『Q&A』が、別紙のとおり送付してきました。
つきましては、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

事務連絡(保146)F
平成17年2月7日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松原 謙



ノロウイルスに関する保険医療関連『Q&A』の送付について

都道府県医師会や医療現場より、ノロウイルスに関する診療の保険上の
取扱いについての照会がありましたので、今般、保険医療関連『Q&A』
としてまとめましたので、取り急ぎお送り申し上げます。

(添付資料)

(1) ノロウイルスに関する保険医療関連『Q&A』

(平成17年2月7日 日本医師会)

ノロウイルスに関する保険医療関連「Q & A」

平成17年2月7日 日本医師会

Q 1. ノロウイルスの集団感染が問題になっているが、診断のためにはどのような検査をするのか？

A 1. このウイルスによる病気かどうか、臨床症状からだけでは特定できない。ウイルス学的に診断される。通常、患者のふん便や吐ぶつを用いて、電子顕微鏡法やRT-PCR法、リアルタイムPCR法などの遺伝子を検出する方法でウイルスの検出を行い、診断する。(厚生労働省「ノロウイルス食中毒の予防に関するQ & A」参照)

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>)

Q 2. 医師が、ノロウイルスによる食中毒患者と診断した場合、若しくは、嘔吐、下痢など胃腸症状を訴え、ノロウイルスによる食中毒の疑いのある者と診断した場合はどうしたらよいか？

A 2. 医師は、食品衛生法第58条に基づき、保健所長に届出なければならない。
なお、ノロウイルスの診断のための検査は、診療報酬上保険適用とされていないため、医療保険給付対象外となる。

《食品衛生法 第58条》

食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

Q 3. 食品衛生法第58条に基づき、保健所長に届出を行った後は、どのような流れになるのか？

A 3. 医師が保健所長に届出を行った後、保健所による患者、原因食品、原因施設等に関する検査・調査が実施される。なお、保健所が行う食中毒調査については、公費により実施される。

Q 4. 関係法令に基づく行政による検査でノロウイルスが確定した感染患者の治療中に、経過確認のために行政による検査を再び実施することはあるのか？

A 4. 検査の必要性については、個別事案に応じて、保健所により判断される。